

生駒市規則第15号

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市税条例施行規則の一部を改正する規則

生駒市税条例施行規則（昭和52年4月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の3第1項第1号イ中「第2号及び第3号」を「第1号及び第2号」に改め、同号ウ及びエを次のように改める。

ウ 固定資産公課証明書（土地及び家屋用）

エ 固定資産公課証明書（民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく請求等用）

第4条の3第1項第1号に次のように加える。

オ 固定資産公課証明書（償却資産用）

第4条の3第1項第2号中「前号ウ」を「前号オ」に改め、同項第3号中「第1号ア、イ及びエ」を「第1号アからエまで」に改め、同条第2項第3号中「償却資産課税台帳に記載されている事項」を「固定資産課税台帳に記載されている事項のうち、土地及び家屋に関する事項」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 前項第1号オに掲げる証明書 償却資産課税台帳に記載されている事項別表一般的事項関係の部中「第336条、第437条、第485条の6、第546条及び第616条の規定において準用する国税犯則取締法（明治33年法律第67号）第4条」を「第22条の12」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。